



# COP26

## COP26を終えて

エマ・ウイテカー  
ESGスペシャリスト



### ESGスペシャリストのエマ・ウイテカーが、会議の内容を振り返り、債券投資家にとって重要なポイントを説明します。

熱狂的な盛り上がりを見せた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）は、やや複雑な結果とともに終わりを迎えました。

森林破壊の取り組みにおいては顕著な進展が見られ、国内に熱帯雨林を多く有するブラジルやインドネシア、コンゴ共和国など、世界の森林の85%をカバーする110カ国が国際的な誓約に署名しました。これは、「森林破壊に関する投資家の政策対話（Investors' Policy Dialogue on Deforestation in Brazil）」の共同議長を務めるブルーベイにとって、嬉しいニュースでした。

また、重要なプレイヤーは参加していなかったものの、その他にメタン排出や自動車に関する重要な枠組みが発足したことも画期的でした。南アフリカによる石炭からの移行計画におよそ85億米ドルの支援がまとまった合意は、歓迎されるべき進展であり、今後他国のモデルとなる可能性がありますと考えています。成果文書「グラスゴー気候協定」では、化石燃料に初めて言及されましたが、中国とインドが「廃止」ではなく「削減」という文言に修正を求めたため、内容が骨抜きとなったことに対しては失望感が広がりました。

名目的な誓約を超えて、今回の会議が長期的に影響を持つことが出来るかどうかは、今後の実施状況に左右されると見ています。そしてそれは主に、豊かな国による途上国への資金援助や貿易、技術移転に対するコミットメントによって左右されると考えています。また、国レベルでの排出量削減の約束は、特定の地域から世界規模に至るまで、実体経済のあらゆるレベルにおけるファンダメンタルな変化を通じて達成される必要があります。

投資家として、私たちは変化をもたらすためのアクティブで影響力のある役割を担うことができます。中でも、ポートフォリオの炭素集約度を削減する取り組みは、急速な広がりを見せています。

中国やインドではしばらく石炭の使用が続く可能性がありますが、欧米諸国の方向性は明確で、石炭は廃止に向かっており、ポートフォリオではこの変化を反映する必要があります。実現できるかどうかの鍵を握るのは、データの取得可能性であると考えています。債券ポートフォリオにおいてカーボンフットプリントを把握することは簡単な作業ではありません（詳細は[リンク先](#)をご参照ください）。

何に投資をするかだけでなく、どのように投資資産を構成するかについても選択肢があります。債券投資においては、保有する債券の種類を通じて対応することができます。

グリーンボンドやESGファイナンスの分野では、次々にイノベーションが起きており、今後もこの傾向は続くと考えています。COP26はこの流れを勢いづけたと言えるでしょう。ソブリン債や社債、先進国や新興国を問わず、投資家が通常の債券構造からの脱却を図る中で、グリーンボンドの発行額は増加を続けると予想されます。これは世界共通の流れであり、一方通行です。

それに加えて、業界全体で投資家のエンゲージメントが活発になっています。債券保有者は企業の所有者ではないため、株主と同様の議決権は持ちませんが、それは私たちの声が届かないという意味ではありません。

債券ユニバースの規模は約128兆米ドルであり、規模が約35兆米ドルである株式市場を凌駕しています。債券投資家の声は、新規発行時点において最も大きな影響力を発揮します。個別または集団として、債券投資家は新規発行を資金面で支援するか、もしくは支援を取りやめるかを決定する力を持っており、その起債条件に影響をもたらします。

例えば、サステナビリティ・リンク・ボンドの投資家は、KPIが発行体のESG特性にとって重要であることを協調することができます。グリーンボンドの場合、投資家は調達資金がどのように使用されるかについて詳細な説明を求めることができます。発行条件を方向づけるという点において、債券投資家が果たす役割は過小評価されるべきではありません。

投資家はその影響力を最大限に発揮するための最も効果的な方法の一つは、協働です。意見を集約することで、個人では不可能な、または達成するのに時間がかかるような変化をもたらす可能性があります。

COP26が成功したかどうか判断するのは依然として困難ですが、投資家にとって重要なポイントがいくつかありました。脱炭素化の流れは、その重要性を増す一方であるということです。今後ESGに特化した債券の市場規模は拡大し、債券投資家は資産配分を通じて、世界の気候変動アジェンダの支援における重要な役割を果たす余地があると考えています。

ブルーベアのESGに対する取り組みに関してはこちらの[レポート](#)もご参照ください。

## ディスクレーム

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1029号  
一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

### ■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下ようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることとなります。

ロング・オンリー戦略					オルタナティブ戦略		
(年率、税抜き)					(年率、税抜き)		
投資対象	投資適格債	エマージング債	レバレッジド・ファイナンス	転換社債	運用戦略	トータルリターン	絶対リターン
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%	運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
					成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いいただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

### ■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク：有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク

為替変動リスク：外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク：市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク：投資対象国／地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではありませんのでご注意ください。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡ししますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

以上

